

農地中間管理事業

農地中間管理事業は、農地の貸し借り等を行うための制度です。

農地中間管理機構(農地中間管理事業を行う法人)が、農地の所有者、耕作者とそれぞれ農地の貸し借り等の契約を結び、パイプ役を務めます。

岐阜県では(一社)岐阜県農畜産公社が、県知事から農地中間管理機構の指定を受けています。

農地を任せられる人はいないかな？



農地の所有者

相談

契約

農地中間管理機構

↓ 協力 ↑

地域窓口等



相談

契約

もっとたくさん作付けしたいなあ



耕作者

地域窓口

市町村役場及びJAが申込等を受付ける地域窓口となります。

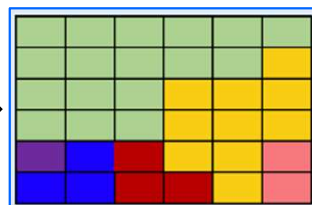
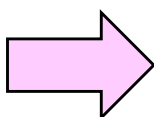
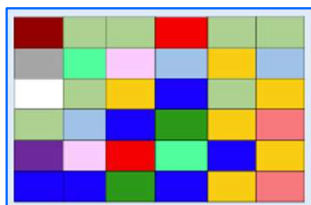
地域に寄り添った活動をするため、市町村やJA等に依頼して、協力体制を築いています。

令和7年度から、農地の貸し借りは原則として農地中間管理機構を経由して行うことになりました。

農地中間管理機構は、各地域で作成された地域計画の達成に資するため、目標地図に位置付けられた耕作者に、農地を転貸します。

〔農地が分散錯雑〕

農地がバラバラに混在
農作業が非効率



〔農地の集積・集約〕

耕作者ごとにまとめる
使いやすく効率的な
農作業が可能

農地中間管理機構 一般社団法人 岐阜県農畜産公社

岐阜市藪田南5-14-12 岐阜県シンクタンク庁舎2階

TEL 058-215-6434 FAX 058-215-6435

E-mail gifu-kiko@gifu-notiku.com

ホームページ <https://nochichukan-gifu.com>

令和7年5月作成

農地中間管理事業を利用するための留意事項

- 原則、市街化区域以外の農地が対象となります。
- 利用が困難な遊休農地や耕作者が見込めない農地は取り扱いできません。
- 原則、10年以上の期間を基本に貸し借り等を行います。
- 賃料等は、地域の平均的な水準を基に調整します。
- 地域計画に基づいた耕作者に対し、貸し借り等を行います。

地域計画とは、市町村が策定した地域農業の将来の在り方を示した計画で、耕作者ごとにエリア分けした農地の地図（目標地図）を含みます。

- 地域計画がない場合は、既存の経営農地との位置関係、地域農業の発展に資する程度、その他配慮事項等を踏まえて決定します。
- 契約後に相続や転居があった場合は、地域窓口にて所定の手続きをご案内しますので、ご協力ください。

農地中間管理事業に係る支援等について

（１）機構集積協力金交付事業

農地中間管理事業により農地を担い手に集積・集約し、要件を満たす場合、機構集積協力金（地域集積協力金・集約化奨励金）の交付を受けられる事業です。

〔問合せ先〕 市町村役場担当課／県農林事務所農業振興課／県庁農政部農業経営課

（２）遊休農地解消対策事業

遊休農地について要件を満たす場合、農地中間管理機構が除草等の簡易な整備を行う事業です。作業費用を一部ご負担いただくことがあります。

〔問合せ先〕 市町村役場担当課／（一社）岐阜県農畜産公社

（３）農地中間管理機構関連農地整備事業

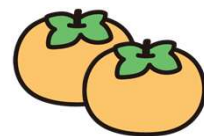
農地中間管理事業を活用することで、農地の所有者や耕作者の費用負担を求めずに農地整備できる事業です。

〔問合せ先〕市町村役場担当課／県農林事務所農地整備課／岐阜県土地改良事業団体連合会

（４）農地中間管理機構に農地を貸付けた所有者に対する税制措置

農地中間管理事業の活用状況に応じて、該当農地の固定資産税の軽減や課税強化の対象となる場合があります。

〔問合せ先〕市町村役場担当課



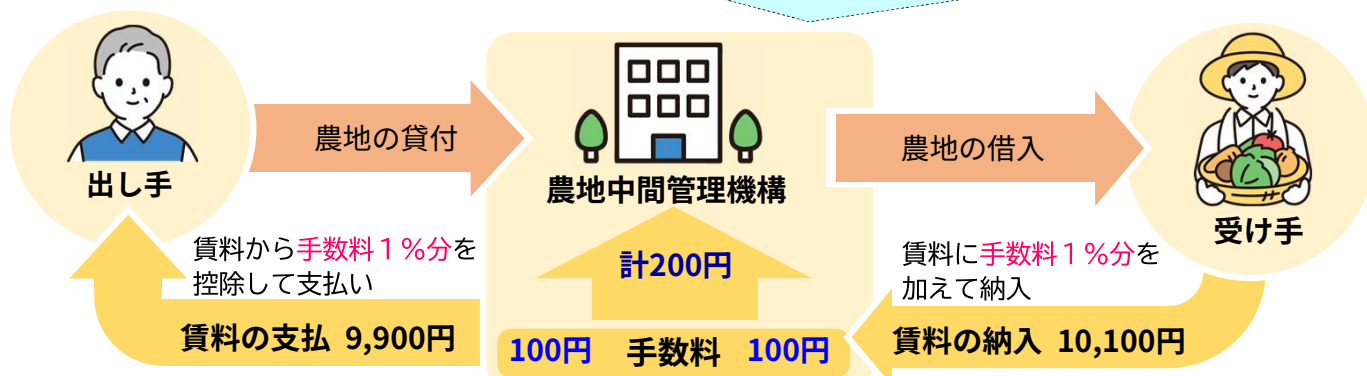
お知らせ

令和8年4月の公告による契約から手数料を徴収します

「出し手」と「受け手」のそれぞれから賃料の1%の金額を手数料として徴収します。

【例】賃料10,000円/年の場合 【手数料（1%）100円】

※使用貸借（0円契約）は対象外です。



農地中間管理機構では、受け手農家の皆様に代わり農地の賃料を計算して徴収し、出し手農家の皆様へ期限内に全額お支払いしています。今後も迅速かつ確実に対応するよう努めてまいりますので、利用者の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。